

〈ロードサービス利用規約〉

三菱自動車工業株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が会員に対して提供する充電サービス「三菱自動車電動車両サポート」（以下、「三菱自動車電動車両サポート」といいます。）に付随するサービスとして、三菱自動車電動車両サポートの会員及び第5条に定める者に対して提供する本サービス（以下に定義します。）の内容及び条件を以下の通り定めます（以下、「本利用規約」といいます。）。本サービス利用者は、本利用規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。

第1章 本サービスの内容

第1条 （定義）

- (1) 「会員」とは、「三菱自動車電動車両サポート会員規約」の第2条第1項に規定する会員をいいます。
- (2) 「充電施設」とは、電動車両に対して有償又は無償で電動車両向け充電器を利用させる施設をいいます。
- (3) 「整備工場等」とは、当社の車両について修理、点検、メンテナンス作業を行う工場、施設をいいます。
- (4) 「対象車両」とは、会員が三菱自動車電動車両サポートの会員情報として登録した車台番号の電動車両をいいます。
- (5) 「登録住所」とは、会員が三菱自動車電動車両サポートの利用に必要な情報として当社に登録した住所をいいます。
- (6) 「販売会社」とは、当社の車両、部品、アクセサリその他当社製品を販売する会社をいいます。
- (7) 「本サービス」とは、第2条に定義した意味を有します。
- (8) 「本サービス利用者」とは、会員及び当社が本利用規約第5条第1項及び第2項の規定により本サービスの利用を認めた者をいいます。
- (9) 「ロードサービスオペレーションセンター」とは、本サービスの受付、案内、問い合わせを行う当社窓口をいい、本利用規約末尾に記載する問い合わせ先で受付を行います。

第2条 （本サービスの内容）

当社は、本サービス利用者に対して本利用規約の規定に従い、以下の各サービス（以下、「本サービス」といいます。）を無償にて提供するものとします。

(1) レッカー現場急行サービス

対象車両が事故、故障又は充電切れによって自力走行不能の場合、レッカー車両の手配を行うとともに、対象車両が所在する場所から最寄りの販売会社、整備工場等又は最寄りの充電施設までの当該レッカー車両によるけん引費用を当社負担で提供します。但し、登録住所及び登録住所と同等と判断できる保管場所での事故、故障又は充電切れについては、本サービスの対象外となり、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。

※レッカー現場急行サービスに関するご留意事項

- ・販売会社以外の整備工場等又は充電施設へのけん引の無償提供範囲は、30kmまでとさせていただきます。30kmを超える距離のけん引は、別途本サービス利用者にご実費をお支払いいただきます。

- ・対象車両をけん引するためにクレーン、ウインチその他特殊な車両、機器を使用する場合、当該車両、機器にかかる費用については、本サービスの対象外となり、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。
- ・充電切れの場合、販売会社又は充電施設での充電費用は本サービス利用者のご負担となります。
- ・作業員 1 名、作業車両 1 台で対応いたします。これを超える人数、台数の作業員、作業車両がお伺いしてレッカー又はけん引作業を行う場合、追加作業員・追加作業車両にかかる実費を別途本サービス利用者にお支払いいただきます。
- ・有料道路（高速自動車道等）の通行料金、有料駐車場の利用が必要な場合の費用、24 時間を超える車両保管費用その他通常一時的な事故、故障又は充電切れ対応に要する作業・保管を超えるものに要する費用は本サービス利用者のご負担となります。
- ・本サービス利用者の都合により、作業員が現場で 30 分以上の待機時間が発生した場合、別途当社が指定するタイムチャージ料額に待機時間を乗じた費用を本サービス利用者にお支払いいただきます。
- ・現場での清掃作業があった場合の清掃料金は本サービス利用者のご負担となります。

（２）故障時緊急修理サービス

対象車両が自力走行不能になった場合、以下に定める現場で 30 分以内に処置可能な簡易な故障の修理について、無償で対応します（登録住所及び登録住所と同等と判断できる保管場所で自力走行不能となった場合を含みます）。

- ① バッテリー（補機バッテリー）の点検、ジャンピング（バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジン始動をすること）
- ② キー閉じ込み時の開錠（特殊作業（一般のシリンダーキー以外の作業をいいます。）、複製したキーの制作費は有償となり、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。）

※鍵の紛失及び車内に鍵が無い場合は本サービスの対象外となり、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。

- ③ 脱輪及び落輪引き上げ（落差 1m 以内、タイヤ 1 本まで）
- ④ 各種オイル漏れ点検、補充等
- ⑤ 各種バルブ、ヒューズの取り替え
- ⑥ 冷却水の補充
- ⑦ ボルトの締め付け
- ⑧ サイドブレーキの固着解除

※故障時緊急修理サービスに関するご留意事項

- ・④～⑥のサービスは、レッカー現場急行サービスに基づき、対象車両が所在する場所までお伺いした作業員において、緊急修理に必要な油脂、バルブ、ヒューズ、冷却水を所持していた場合に限り、提供いたします。作業員が必要な油脂等を所持していなかった場合、最寄の販売会社又は整備工場等まで無償で対象車両をけん引いたしますが、④～⑥の作業にかかる費用は、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。

- ・バッテリー充電費用、パンク修理代、部品代、セキュリティ装備（警報装置）付車両の鍵開け代、バルブ・ヒューズ代等は、本サービスの対象外となり、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。
- ・スペアタイヤ交換、タイヤ回り点検（チェーン・スタッドレスタイヤ着脱を含みます。）は、本サービスの対象外となり、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。
- ・現場にて 30 分程度で故障の修理対応ができないと予想される故障については本サービスの対象外となります。このような故障については、レッカー現場急行サービスをご利用いただいた場合販売会社又は整備工場等まで無償でけん引いたしますが、修理にかかる実費は別途本サービス利用者にお支払いいただきます。
- ・クレーン作業・ウインチ作業等の特殊作業については、故障時緊急修理サービスの対象外となり、本サービス利用者に別途実費をお支払いいただきます。

（3）燃料切れ時ガソリン配達サービス

本サービス利用者が対象車両を運転中、燃料切れにより自力走行不能となった場合、対象車両が所在する場所に急行し、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります）を無料で 10 リットルまで提供します。

※燃料切れ時ガソリン配達サービスの提供回数は、サービス受付日を含み 1 年間に 1 回が限度となります。

（4）アフターサポートサービス

対象車両が登録住所以外の場所で事故又は故障により自力走行不能になり、レッカー現場急行サービスにより対象車両を販売会社又は整備工場までけん引した場合で、販売会社又は整備工場等で対象車両をお預かりして修理する場合に、以下のサービスを提供します。

① 帰宅交通費サポート

公共交通機関による登録住所までの帰宅費用実費を、対象車両に搭乗中の同乗者分も含めお支払いします。（対象車両の車検証に記載されている定員数を限度、1 人当たり上限 10,000 円までとします。）

※帰宅交通費サポートサービスのご留意点

- ・公共交通機関はバス・鉄道（特急、新幹線の指定席を含み、グリーン車は除きます。）・航空機（エコノミークラスに限ります。）・船舶（普通客室に限ります。）等を指します。
- ・タクシーのご利用は公共交通機関で移動が出来ない場合に限りです。
- ・タクシーをご利用いただく場合、同乗者分を含め総額 10,000 円（消費税込）までお支払いします。

② 宿泊費用サポート

本サービス利用者が当日中に登録住所への帰宅が困難な場合、本サービス利用者が宿泊施設をご利用した際に、同乗者の方の分も含め 1 泊分の宿泊費用実費をお支払いします。（対象車両の車検証に記載されている定員数を限度とし、1 人当たり上限 10,000 円までとします）

※宿泊費用サポートサービスのご留意点

- ・宿泊施設までの交通費もお支払いしますが、タクシーのご利用は公共交通機関で移動が出来

ない場合に限りです。

- ・宿泊費用とは宿泊施設の客室料金を指し、飲食代・通信費等は本サービスの対象外となります。
- ・公共交通機関の利用により当日中に登録住所への帰宅が可能な場合、本サービスの対象外となり、当社は宿泊費用をお支払いいたしません。

③ レンタカー費用サポート

目的地までの移動に車が必要な場合は、対象車両と同等クラスの車両レンタル料金を上限とし、レンタカー費用実費を最長 24 時間分までお支払いします。

※乗り捨て費用及びチャイルドシートのご利用料金については本サービスの対象となります。それ以外のオプション（例：免責補償料、レンタカー利用時の有料道路料金、燃料代等）は本サービスの対象外となり、別途本サービス利用者にて、お支払いいただきます。

④ 旅行キャンセル費用サポート

宿泊施設や旅客輸送サービス（鉄道、航空機等）、旅行契約のキャンセル費用が発生した場合、同乗者分を含め上限 50,000 円（消費税込）まで実費をお支払いします。

※食事の予約や娯楽施設のチケット等は対象になりません。

⑤ ペットケアサポート（犬・猫専用）

本サービス利用者が当日中に登録住所に戻れないため、同伴しているペットをペットホテルに預ける場合、ペット 1 頭あたりペットホテル費用 1 泊分、及び事故又は故障の発生場所からペットホテルまでの公共交通機関による交通費をお支払いします。

また、事故又は故障の発生日、対象車両にペットを同伴せず、ペットホテルやペットシッターの延長料金が発生した場合、その料金を上限 10,000 円（消費税込）までお支払いします。

※ペットケアサービスのご留意点

- ・ペットケアサービスは犬又は猫をサービスの対象とします。
- ・ペットケアサービスは、ペットホテルの利用にかかる費用を負担するもので、ペットホテルやペットの移動手段については本サービス利用者にてご手配いただくものとなります。

⑥ 修理完了車の自宅無料配送サポート

修理の完了した対象車両を登録住所まで無償で配送いたします。

※修理完了車の自宅無料配送サポートのご留意点

- ・配送会社及び期日の指定はできません。
- ・本サービス利用者が直接販売会社又は整備工場等まで対象車両を引き取りに行かれる場合は、引き取り当日 1 名分の片道交通費に限り、公共交通機関による交通費を上限 10,000 円（消費税込）まで実費をお支払いします。

※アフターサポートサービスのご留意点

- ・本サービス利用者が、レッカー現場急行サービスをご利用されず、ご自身でレッカー業者を手配された場合は、アフターサポートサービスの対象外となります。
- ・各サポートを利用される場合、ロードサービスオペレーションセンターへの事前のご連絡が必要

です。

- ・費用については一旦本サービス利用者にお立替えいただき、後日所定の用紙にて、ロードサービスオペレーションセンター宛にご請求いただきます。なお、所定の用紙を交付した日より 50 日以内にご返送いただけない場合は、払い戻しできません。

第 3 条 (本サービスの対象外の取扱い)

本利用規約第 2 条に規定する本サービスの提供範囲を越えるサービスを会員が希望する場合又は、本利用規約に規定する種類以外のサービスの提供を会員が希望する場合、当社がかかるサービスを提供する責任を負いません。

第 2 章 本サービスの対象

第 4 条 (対象車両)

当社は、対象車両に限って本サービスを提供するものとします。

第 5 条 (本サービス利用者)

- (1) 個人会員においては、会員本人に限り本サービスを利用できるものとします。但し、個人会員の家族(2 親等内の同居の家族に限ります。)が対象車両を利用する場合に限り、当該家族が本サービスを利用することができるものとします。
- (2) 法人会員においては、当該法人の事業遂行の目的の範囲内で対象車両を利用する場合に限り、当該法人の役員、従業員及び当該法人が本サービスの利用を許諾した第三者が利用できるものとします。
- (3) 会員は、本サービス利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、本サービス利用者の行為は会員の行為とみなされることをあらかじめ承諾します。

第 6 条 (利用条件)

次の各項の条件を満たすことが、本サービスの提供を受ける条件となります。

- (1) 次の各号について、三菱自動車電動車両サポートの会員情報の登録事項と本サービス利用者がロードサービスオペレーションセンターに対して申告した内容が一致すること。
 - ① 会員の氏名又は名称
 - ② 三菱自動車電動車両サポートの会員 ID
 - ③ 対象車両の登録番号(ナンバープレート)又は車台番号(シャシー番号)
 - ④ 対象車両の車種名
- (2) 当社及び当社から本サービス提供のため業務の委託を受けた者の指示に従うこと。

第 7 条 (適用地域)

当社は、日本国内のみにおいて本サービスを提供するものとします。但し、第 9 条及び第 10 条に定める場合は、日本国内であっても本サービスを提供しないものとします。

第 8 条 (ご留意事項)

- (1) 本サービスのご利用にあたっては、必ず事前にロードサービスオペレーションセンターにお申し込みいただく必要があります。(本サービス利用者が当社に本サービスの利用のお申し込みをいただく前に手配された場合、事後のお取扱いは一切できません。)

- (2) 本サービスのご利用にあたっては、三菱自動車電動車両サポートの会員 I D ならびに車両登録番号を確認させていただきますので、充電カードは必ずご携帯ください。
- (3) 交通事情等により本サービスを提供する提供事業者の現場到着にお時間がかかる場合があります。
- (4) 本サービスを提供する事業者が所在しない離島では、本サービスはご利用いただけません。
- (5) サービス内容によっては、本サービス利用者に一時的に費用をお立替払いいただき、後日当社が本サービス利用者に対して精算させていただく場合もあります。
- (6) 何らかの要因で本サービス提供時に本サービス利用者であること及び対象車両か否かの確認が取れなかった場合で、後日本サービスを利用した方が本サービス利用者でなく、又は本サービスを実施した車両が対象車両でなく、本利用規約第 6 条に規定する本サービスの利用条件を満たさないことが判明した場合には、会員に当社が本サービスの提供に要した実費を全額請求させていただきます。

第 3 章 本サービスの提供が不可能な場合

第 9 条 (本サービス利用者の行為に起因する対象車両の事故、故障又は充電切れに関する免責)

以下の事由に該当する場合、本サービス適用外となります。

- (1) 本サービス利用者が、対象車両の使用前に対象車両の充電又はガソリンの補給が不十分であることを知りながら、充電又はガソリンの補給をせずに対象車両を使用した場合。
- (2) 対象車両の違法改造又は違法改装等が行われたことに起因して対象車両に事故又は故障が生じた場合。
- (3) 対象車両に違法改造又は当社純正部品、アクセサリ以外の部品、アクセサリを装着していることにより対象車両に事故又は故障が生じた場合
- (4) 対象車両の改造により対象車両の車高が低いため通常の作業を実施すると二次破損等が生じる可能性がある、又は作業が不能となる場合。
- (5) 雪道、泥道等での脱出不能等、対象車両にかかる事故にも故障にも該当しない場合。
- (6) 海岸・農地・原野・河川敷・港湾施設・造成地・工場跡地等、通常の自動車走行に不適当な場所、一般車両が通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レース・ラリーを目的とする場所等）、自然保護・環境保全等の見地から主務大臣等が通行禁止を指定した地域、車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）及び自然災害により危険が予知される場所で対象車両を使用した場合。
- (7) 自動車レース、ラリー等競技への参加、その練習、又は興行中に発生又は起因して対象車両に事故、故障又は充電切れが発生した場合。
- (8) 対象車両の取扱説明書及びメンテナンスノートを遵守しない行為に起因して対象車両に事故又は故障が生じた場合。
- (9) 販売会社又は整備工場等において定期点検又は適切な修理を受けていないことに起因して対象車両に事故又は故障が生じた場合。
- (10) 本サービス提供時に対象車両に車検登録のない場合又は車検期間切れの場合。
- (11) 対象車両の日常点検の義務を怠り、整備不良のまま運転したことに起因して対象車両に事故、故

障又は充電切れが生じた場合。

- (12) 本サービス利用者の法令、諸規則、条例等の違反行為による事故及び障害により対象車両に事故又は故障が発生した場合。
- (13) 本サービス利用者が法令で定められている対象車両の整備、点検又は管理義務、対象車両の定期点検を怠った結果対象車両に事故又は故障が発生した場合又は当社がそのように判断した場合。
- (14) 本サービス利用者が無免許運転、飲酒運転、麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の影響により正常な判断ができないおそれがある状態で対象車両を運転していた場合。
- (15) 放射線、放射性物質、放射性燃料等の廃棄物による汚染、又は放射性爆発物、放射性機器、組織物による汚染に起因して対象車両に事故又は故障が生じた場合。
- (16) 本サービス利用者が故意に対象車両に事故、故障又は充電切れを生じさせた場合、又は犯罪等への加担行為に対象車両を用いた場合。
- (17) 本サービス利用者が、本サービスの利用に関し虚偽申告又は詐欺行為を行った場合。

第10条 (不可抗力等による場合の免責)

以下の事由の場合には、当社は本サービスの提供義務を負わないものとします。

- (1) 戦争、侵略、外国の敵対行為、暴動、内乱、テロ等により、対象車両に事故又は故障が発生した場合又は本サービスの提供が困難な場合。
- (2) 本サービスを提供する場所が、放射線、放射線物質、放射性燃料等の廃棄物、又は放射性爆発物、放射性機器、組織により汚染され、作業が困難又は危険な場合。
- (3) 地震、台風、洪水、集中豪雨、竜巻、地滑り、火山の噴火、津波、高波その他天災地変により、対象車両に事故又は故障が発生した場合及び本サービスの提供が困難又は危険な場合。
- (4) 第1項又は第2項の事由により、電気、交通等のインフラが停止し、本サービスの提供が困難な場合。
- (5) 第1項又は第2項の事由により、通信機器、コンピューターシステム等に重大な障害が生じ、それらの修理点検のため、本サービスを提供できない場合。
- (6) 第1項又は第2項の事由により、第2条に定める本サービスと同種のサービスを提供する事業者によるサービス提供が不足し、本サービスの提供が困難になった場合。

第11条 (損害賠償)

- (1) 当社は、以下の事由について一切の責任を負わないものとします。
 - ① 本サービス利用者が使用する、対象車両以外の車両について事故、故障又は充電切れが発生した場合。
 - ② 本サービスのご提供に伴い対象車両その他の本サービス利用者の財産の破損、人身事故その他の損害などが発生した場合。(但し、サービス実施業者に故意または重大な過失がない場合に限りません。)
 - ③ 本サービスに関する会員及び本サービス利用者間の紛争。
- (2) 会員は、本サービス利用者が本利用規約に違反し、当社又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
- (3) 前項により、会員にいかなる損失、損害又は費用が発生しても、また、派生的損害及び逸失利益につ

いても当社は一切の責任を負わないものとします。

第4章 その他

第12条 (本サービスの実施)

当社は、本サービスの提供をタイムズレスキュー株式会社に委託します。

第13条 (権利義務の譲渡禁止)

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

第14条 (専属的合意管轄)

- (1) 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を当社と会員の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 本規約に基づく権利行使及び義務履行については、準拠法として日本法が適用されるものとします。

第15条 (個人情報の利用について)

- (1) 当社は、本サービスの提供に関して知り得た本サービス利用者の個人情報(氏名、住所、電動車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、以下「個人情報」といいます。)を本サービス提供の目的でのみ利用し、本サービス利用者はこれを承諾するものとします。
- (2) 当社は、本サービスの提供のために必要な業務(本サービスの提供等)を第三者(以下「委託先」といいます。)に委託する場合、委託先はその目的の範囲内で会員の個人情報を利用できるものとします。当社は、本項に基づき委託先に個人情報を利用させる場合、委託先における個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の予防に努めるとともに、委託先に個人情報の保護に関する法律及び関連する政省令、当社のウェブサイトに掲載する個人情報保護方針及びその他のガイドラインを遵守させるものとします。
- (3) 当社は、法令に基づき、公的機関から開示の要請があった場合には、会員の個人情報を要請の範囲内で当該公的機関に提供させて頂くことがございます。

第16条 (本規約及びサービス内容の変更について)

- (1) 当社はいつでも本利用規約及び本サービスの内容を変更できるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。本サービスに関して、当社と会員の間には、最新の本利用規約が適用されるものとします。
- (2) 当社は、当社のウェブサイトで事前に通知することにより、本サービスを中止、変更、終了することができるものとします。

第17条 (本サービスの解約)

本サービスは、三菱自動車電動車両サポートに付随する無償サービスであり、会員は、三菱自動車電動車両サポートとは独立して、本サービスのみの解約をすることはできません。

【問合せ先】

本サービスに関する問合せ先は、次のとおりです。お問合せにあたっては、本サービスの会員であることをお申出ください。

ロードサービスオペレーションセンター

コールセンター：0120-532-145（携帯電話からもご利用いただけます。）

（附則）本規約は、2015年4月1日から効力を有します。

以上